






宮古島（6）駐屯地浄化槽汚泥汲取

令和6年2月 2日

宮古島駐屯地業務隊 管理科

業務隊長 Kanusaki	管理科長 Kiyama	工事企画 Makino	管財 Suzuki	給排水 Sawada
				

仕様書

- 1 件名
宮古島 (6) 駐屯地浄化槽汚泥汲取
- 2 場所
沖縄県宮古島市上野字野原 83-5 陸上自衛隊宮古島駐屯地
- 3 概要
宮古島駐屯地に設置されている浄化槽の汚泥及びスカム等の汲取り・運搬及び処分
- 4 期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

5 一般事項

- (1) 請負者は本仕様書及び現地において、相違・疑義あるいは不明な点が生じた場合は、監督官と協議しその指示に従うこと。
- (2) 役務中における火災予防、労働安全及び在来施設等の保護には、十分注意を払うものとし、汚損した場合は、請負者の責任において速やかに原形に復旧する。
- (3) 本役務に際して本仕様書に明記なき事項についても役務実施上当然処置すべき事項は、請負者の負担で実施する。
- (4) 駐屯地への立ち入り及び行動（出入門手続・火気取扱い・通行路等）は、当該駐屯地の規制（部隊諸規則）及び関係者の指示を厳守して行うものとし、作業地域以外への立ち入りを禁止する。
なお、やむを得ず当該地域以外への立ち入りを必要とする場合は、所定の手続きを行う。

6 特記事項

- (1) 汚泥の汲取りを行うものは、廃棄物処理及び清掃に関する法律第7条の許可を受けたものとする。
- (2) 汲取予定数量
年間約432,000リットル（月平均約36,000リットル）
- (3) 汚泥の汲取り頻度は、毎週1回（火曜日）とし、1回あたりの汲取量は、9,000リットルを基準とする。
なお、火曜日が祝祭日の場合は、官側と協議のうえ決定する。
- (4) 汲取った汚泥は、関係法令等に従い適切に処分すること。
- (5) 請負者は、汲取り作業実施後、汲取量等を記載した浄化槽清掃記録票（様式随意）を官側に提出する。
- (6) 浄化槽の型式等は下表による。

処理方式	規模	製造所	型式
流量調整型担体流動ろ過循環方式	800人槽	(株)西原ネオ	CMC-RVINW型